

愛媛産業保健総合支援センター  
両立支援だより  
2022年度 第1号

## 1. はじめに

日頃は、当センターの治療と仕事の両立支援事業に格別のご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。この度、治療と仕事の両立支援に係る様々な情報をご提供できればと思い、両立支援だよりを発行しております。ご一読頂き、近況や御意見をお聞かせ頂ければ幸いです。

さんぽセンター

## 2. お知らせ

### 治療と仕事の両立支援に係る各種マニュアルのご案内



各種マニュアルをご紹介します。各種ダウンロードも可能ですのでぜひ御活用下さい。部数に限りがありますがセンターから郵送もできます。ぜひ貴院での両立支援に御活用下さい。またその他にも両立支援の周知資料もございますので、ご希望であれば当センターまでご連絡下さい。



#### ○事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン（令和4年3月改定）

事業場が、がん、脳卒中などの疾病を抱える方々に対して、適切な就業上の措置や治療に対する配慮を行い、治療と仕事が両立できるようにするため、事業場における取組などをまとめております。

PDF > <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000912019.pdf>



#### ○企業・医療機関連携マニュアル（令和3年3月改定）

治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例集に沿って、各様式例のポイントを示しております。

PDF > <https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/000780069.pdf>



#### ○若年性認知症における治療と仕事の両立に関する手引き

若年性認知症に罹患した労働者に対して両立支援を行う際の基礎知識や留意事項等をまとめております。本書では、Ⅰ基礎編において、就労中に若年性認知症を発症した方がいる場合に必要となる情報、Ⅱ事例編において、具体的な症例をもとに事業者と医療機関との間の情報共有の例を提示しています。

PDF > [https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r03mhlw\\_kaigo2021\\_01.pdf](https://www.mizuho-ir.co.jp/case/research/pdf/r03mhlw_kaigo2021_01.pdf)



#### ○アレルギー疾患を有する者またはその家族に対する治療と仕事の両立支援について

アレルギー疾患・関節リウマチ患者（労働者）が、仕事上の問題点を改善でき、より良い治療を継続できるよう両立支援の進め方や留意事項を示しております。同様に、アレルギー疾患・関節リウマチのある子の養育のための両立支援によって、養育者の子がより良い治療を継続できるようにするためにも活用できます。

PDF > [https://allergyportal.jp/documents/allergy\\_ra\\_support\\_manual.pdf](https://allergyportal.jp/documents/allergy_ra_support_manual.pdf)

ご希望のマニュアルがあれば当センターまでご連絡下さい

治療と仕事の両立支援に係る診療報酬である、療養・就労両立支援指導料が令和4年度改定されました。前回の改訂では点数変更等の大きな変化がありましたが、今回は対象患者、事業場の連携先、相談支援加算の対象職種に追加がありました。改めて指導料についてまとめておりますのでぜひご確認下さい。



### 療養・就労両立支援指導料とは？

※下線部が、令和4年度改定・追加部分

患者が職場と共同で作成した勤務情報提供書の内容に基づき、治療と仕事の両立のために必要な情報を主治医が企業に対して意見書を提出した場合について評価する。また、診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行った場合についても評価する。

#### 対象疾患

・がん・急性発症の脳血管疾患・慢性肝疾患・指定難病・心疾患・糖尿病・若年性認知症  
その他これに準ずる疾患



初回：800点（情報通信機器を用いて行った場合：696点）

①患者が職場と共同して作成した勤務情報提供書を受領する



②主治医が勤務情報提供書の内容を参照し、意見書を作成する



③職場に対して診療情報を提供する

※企業側の連携先：産業医、総括安全衛生管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、労働者の管理等を行う保健師、衛生推進者

2回目以降：400点（情報通信機器を用いて行った場合：348点）

④診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を実施する

※初回を算定した月から起算して3月を限度として、月1回に限り限定する

相談支援加算：50点

- ・患者に対して、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師が相談支援を行った場合について評価
- ・両立支援コーディネーター養成研修を修了した物であること



①共同で勤務情報提供書を作成する



② ①の文書を主治医に渡す

③就労の状況を考慮して療養上の指導を実施



### ○ 両立支援カードのご案内

愛媛さんぽセンターでは、両立支援カードを患者様や労働者の方に配布しています。両立支援は患者や労働者からの申し出から始まります。「相談する」ことは大変勇気がいります。ぜひこのカードを渡して相談窓口へのハードルを越えられるよう後押ししてあげて下さい。両立支援カードが必要な方は当センター担当者までご連絡下さい！



愛媛さんぽセンターで治療と仕事の両立支援を担当しています。相談対応やセミナーの開催など様々なご要望にお応えします。今後とも宜しくお願い致します。



担当者：産業保健専門職 福田

Tel : 089-915-1911

Mail : sangyou-senmon@ehimes.johas.go.jp